

阿賀野市告示第162号

阿賀野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年阿賀野市条例第28号）の規定により、阿賀野市五頭山麓いこいの森及び阿賀野市五頭薬用植物園指定管理の候補者選定に係る公募手續を開始するため、次のとおり告示する。

令和 3年 11月 5日

阿賀野市長 田 中 清 善

1 指定管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称

- (1) 阿賀野市五頭山麓いこいの森
- (2) 阿賀野市五頭薬用植物園

位置

- (1) 阿賀野市畑江 24 番地
- (2) 阿賀野市畑江 50 番地 87

2 指定管理者の指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

3 指定管理者の要件

申請できる団体等は、次の掲げる要件を満たす団体等であること。

- (1) 法律行為を行なう能力を有していること。
- (2) 破産者でないこと。
- (3) 地方自治法244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しないこと。
- (5) 阿賀野市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 市税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手續を行っていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。

- (9) 複数の団体での共同(以下「グループ」という。)による申請の場合には、グループの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

#### 4 指定管理が行う公の施設の管理基準

- (1) 五頭山麓いこいの森については、快適な野外活動の場の提供により、保健、休養及び教化に資するため。五頭薬用植物園については、五頭山麓周辺に自生する薬用植物を保護しながら、薬草に関する正しい知識の普及および利用方法の研究などの学習の場を提供し、地域住民の健康づくりに寄与することの設置目的に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (3) 効率的な管理運営を行い、経費の節減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理者として、環境を阻害する騒音などについて、適切に対応し、近隣住民との調和に努めること。
- (5) 施設管理を安定して行う人的、財政的基礎があること。
- (6) 利用者の声が反映される管理であること。
- (7) 安全管理が十分であること。
- (8) その他必要とする事項

#### 5 指定管理者が行う公の施設の業務の範囲

- (1) 五頭山麓いこいの森及び五頭薬用植物園の使用の許可に関する業務
- (2) 五頭山麓いこいの森及び五頭薬用植物園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、五頭山麓いこいの森の運営及び五頭薬用植物園に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
- (4) 別紙仕様書に定めるとおり。

#### 6 公募の期間及び方法

##### (1) 募集要項配布期間

令和3年11月5日(金)から令和3年11月19日(金)までの平日(午前8時30分から午後5時15分まで)

配布場所 阿賀野市役所3階 商工観光課

##### (2) 申請書の提出期限

令和3年11月19日(金)午後5時必着

申請提出先 阿賀野市役所3階 商工観光課